

平成28年度

蚕糸絹文化活性化推進事業実施要領

一般財団法人

大日本蚕糸会

第1 目的

我が国蚕糸絹文化の活性化を図る上での基盤となる蚕糸絹の生産及び利用技術について、生産・流通の現場での実証・展示等を推進することにより広くその普及を図るとともに、蚕糸絹文化に関する諸活動や蚕糸・絹業提携グループ（蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成20年2月6日付け19生産第7660号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（3）に基づき、一般財団法人大日本蚕糸会（以下「大日本蚕糸会」という。）会頭の承認を受けた蚕糸・絹業提携グループ（以下「提携グループ」という。）の活動を支援し、もって我が国蚕糸絹文化の継承・発展に資する。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、別表 に掲げる者とする。

第3 事業の内容等

この事業の内容は、我が国の蚕糸絹文化の継承・発展に資する調査、講演、蚕糸絹利用・生産技術の実証・展示等の事業、新たに養蚕に取り組もうとする者に対する研修、養蚕を始めようとする製糸・蚕種製造者等の提携グループ構成員や法人等の事業者による繭生産、担い手の育成等の事業及び提携グループの諸活動を支援する事業並びにそれらを推進するための事業とする。

協議会推進事業

- 1 中央推進協議会事業
- 2 県協議会推進事業

蚕糸絹科学文化継承発展事業

- 1 蚕糸絹科学文化支援事業
 - (1) 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業
 - (2) 蚕糸絹文化関連フォーラム等開催支援事業
 - (3) 蚕糸絹科学文化奨励事業
 - 蚕糸絹科学技術普及事業
 - 蚕糸絹文化普及事業
 - 蚕糸・絹業提携グループ全国連絡協議会助成事業
- 2 蚕糸絹生産技術等支援事業
 - (1) 蚕種関係事業
 - 蚕種生産安定化事業
 - (2) 養蚕関係事業
 - 先導的養蚕農家等経営安定化事業
 - 地域養蚕組織活動事業
 - a 地域養蚕事業
 - b 稚蚕飼育受託事業
 - 養蚕産地技術指導事業
 - (3) 製糸関係事業
 - 玉繭利用促進事業
 - 製糸業等新技術導入事業
 - 特殊生糸生産安定化事業
 - (4) 提携グループ関係事業
 - 純国産絹製品づくり条件整備事業（機械・機材の整備）

- 3 繭生産緊急体制強化事業

- (1) 新規就農者等支援事業
- (2) 新規事業者支援事業
- (3) 繭増産支援事業
- (4) 養蚕技術指導事業

4 特認事業

東日本大震災関連対策

- (1) 東日本大震災関連対策

第 4 補助要件

1 蚕糸絹科学文化支援事業

(1) 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業

我が国の蚕糸絹文化の継承・発展のために必要な技術、技能等に関する調査、分析、再現等の試験研究活動であること。

(2) 蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業

広く市民（消費者）を対象として行う蚕糸絹文化に関するものであること。

(3) 蚕糸絹文化奨励事業

蚕糸絹科学技術普及事業

非営利団体による、蚕糸絹の科学技術の振興に寄与する研究成果の提供、研究発表等を行う活動であること。

蚕糸絹文化普及事業

非営利団体による、蚕糸絹文化に関する普及活動、情報提供、調査研究等蚕糸絹文化の活性化に寄与する活動であること。

2 蚕糸絹生産技術等支援事業

(1) 蚕種関係事業

蚕種生産安定化事業

蚕種製造業者の経営安定を図るため、次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 種繭を購入して、蚕品種の製造を行う者であること。

イ 特殊蚕品種（別途指定）を製造し、販売を行う者であること。

(2) 養蚕関係事業

先導的養蚕農家等経営安定化事業

原則として、次の採択基準のすべてを満たす養蚕農家を対象とする。ただし、緊急的に行う必要がある事業（災害関係、伝染性の強い桑病対策、地域全体で行う緊急的蚕病対策等）は、この限りではない。

ア 今後とも引き続き養蚕経営に取り組む意欲と能力があること。

イ 提携グループに参加していること。

ウ 大日本蚕糸会の行う養蚕農家概況調査（仮称）への協力ができること。

エ 都府県推進協議会、農協等による養蚕の技術指導が受けられること。

オ 桑園面積が概ね50a以上又は繭生産計画が概ね200kg以上の養蚕農家であること。（新規養蚕農家は除く。）。

カ 補助事業費が、概ね30万円以上の事業内容であること（新規養蚕農家が行う事業並びに桑園の造成・改良及び上簇、収繭、選繭等の繭品質改善に関する事業を除く。）。

地域養蚕関係事業

ア 地域養蚕事業

稚蚕共同飼育、養蚕新技術の研修、共同防除等の地域養蚕組織活動等、地域の養蚕を維持する上で必要なものであり、かつ、県推進協議会等が実施予定事業の指導・調査に当たるものであること。

イ 稚蚕飼育受託事業

地域の養蚕維持のため、養蚕農家が稚蚕飼育の受託を行うものであること。

養蚕産地技術指導事業

蚕糸絹業関係団体又は指導能力を持つグループ若しくは個人が行う、蚕糸絹の生産・利用に関する技術等の指導活動等であること。

(3) 製糸関係事業

玉繭利用活用化事業

玉繭の利用促進を図るため、提携グループへの交付金の対象とならなかった玉繭を一定額以上で購入し、玉糸等に加工しようとする者であること。

製糸等新技術導入事業

製糸、蚕種製造、製織、糸加工、染色等の新技術の導入等に必要な機械、施設、備品等であり、かつ、提携グループの推進に寄与するものであること。

特殊生糸生産安定化事業

原則として提携グループで使用する生糸のうち、特殊な蚕品種の繭若しくは特殊な処理をした繭を原料にした生糸、煮繭後にも厳しい選繭をした繭を使用し、かつ、小枠回転速度が通常の80%以内(最速でも概ね180rpm以下)で繰糸した生糸、極細織度(目的織度14デニール以下)の生糸又は紬糸の製造を行う者であること。

助成対象とする蚕品種・繭及び生糸の特徴は、別表2の9に詳述する。

(4) 提携グループ関係事業

純国産絹製品づくり条件整備事業(機械・機材の整備)

実施要綱第3の1の(1)のイの事業として実施されるものであること。

3 繭生産緊急体制強化事業

(1) 新規就農等支援事業

研修生助成事業

新たに養蚕に取り組もうとしている者で、現に提携グループに参加しているか、今後参加することが見込まれる者であって、研修につき意欲と能力を有していること。

研修生受入農家助成事業

現に提携グループの構成員である養蚕農家であって、年間3回以上の蚕飼育を行い、新たに養蚕に取り組むため養蚕技術・経営に対する研修を希望する者を受け入れることができる者であること。

桑園・蚕室借入助成事業

新たに養蚕に取り組もうとしている者で、現に提携グループに参加しているか、今後参加することが見込まれる者であって、繭生産に必要な桑園・蚕室等の整備を図る者であること。

桑園・養蚕施設整備事業

の研修生が、桑園改良、養蚕関係施設の整備を図るものであること。

上記～の事業を実施しようとする者は、第6の1の事業実施計画及び補助金申請書の作成前に大日本蚕糸会と協議し、その承認を受けなければならない。

(2) 新規事業者支援事業

提携グループ代表者、蚕種製造者、生糸製造者等提携グループ構成員、農業生産を目的とする法人等が、この事業により繭生産を行う者となるためには、原則として、次の基準を満たす者とする。

ア 提携グループへの参加、又は新たに提携グループを構築しようとする者で、繭生産に必要な桑栽培、養蚕、生糸生産等に知識をもっていること。

イ 繭生産に意欲があり、生糸・真綿の原料としての繭生産を行う者であること。

ウ 繭生産に必要な桑園(30～50a程度)及び養蚕施設の確保が図られること。

エ 養蚕指導者及び養蚕従事者の確保が図られること。

研修生雇用助成事業

養蚕を始めるに当たり、従業員(新たな雇用者を含む。)に養蚕技術の習得を図るものであること。

研修生受入農家助成事業

現に提携グループの構成員である養蚕農家であって、年間3回以上の蚕飼育を行い、新たに養蚕に取り組むため養蚕技術・経営に対する研修を希望する者を受け入れることができる者であること。

桑園・蚕室借入助成事業

新たに養蚕を始めようとする提携グループ代表者・蚕種製造者・生糸製造者等提携グループ構成員、農業生産を目的とする会社、NPO法人等が繭生産に必要な桑園・蚕室等の整備を図るものであ

ること。

桑園・養蚕施設整備事業

新規事業者が、繭生産に必要な桑園改良、養蚕関係施設の整備を図るものであること。

養蚕ヘルパー雇用助成事業

養蚕繁忙期（5令期～収繭・出荷期間の1蚕期7日を上限）を対象として、作業の支援を受けることにより労働軽減と健全な養蚕経営が図られること。

上記～の事業を実施しようとする者は、第6の1の事業実施計画及び補助金申請書の作成前に大日本蚕糸会と協議し、その承認を受けなければならない。

(3) 繭増産支援事業

増掃奨励事業

参加する提携グループの繭生産計画に沿って同グループの繭品質基準に適合した繭生産を行い、平成26年度又は27年度のいずれか少ない掃立量（掃立量が「0」の年度は除く。）と比較して1箱以上の増掃が図られること。

繭増産奨励事業

参加する提携グループの繭生産計画に沿って同グループの繭品質基準に適合した繭生産を行い、平成26年度又は27年度のいずれか少ない繭生産量（繭生産量が「0」の年度は除く。）と比較して30kg以上の増産が図られること。

養蚕ヘルパー雇用助成事業

a 平成26年度又は27年度のいずれか少ない掃立量（掃立量が「0」の年度は除く。）と比較して維持又は増掃している者であって、養蚕繁忙期（5令期～収繭・出荷期間の1蚕期7日を上限）を対象期間として、作業の支援を受けることにより労働軽減と健全な養蚕経営が図られること。

(4) 養蚕技術指導事業

県又は県活性化協議会等に登録された養蚕指導者による上記(1)及び(2)の事業対象者への指導活動であること。

4 特認事業

5 東日本大震災関連対策

(1) 東日本大震災関連対策

東日本大震災により、蚕糸・絹業活動を行うための機械・施設等への被害又は生糸・絹製品販売への影響を大きく受けた者が行う、当該被災機械・施設等の復旧、繭の需給調整等を行う事業であること。

第5 補助率

別表による。

第6 事業実施の手続き

1 事業計画の承認及び補助金申請の提出

事業計画の承認及び補助金申請に当たっては、事業実施主体は、実施しようとする事業に該当する別記様式第1-1号から1-13号により、事業実施計画書及び補助金申請書を作成の上、大日本蚕糸会会頭に提出する。

第3の2の(2)の先導的養蚕農家等経営安定化事業、地域養蚕関係事業の申請には原則として事業実施主体が関係する県推進協議会等を経由して、第3の3の繭生産緊急体制強化事業((4)の養蚕技術指導事業は除く。)の申請等に当たっては提携グループの代表者を経由(県推進協議会等代表者及び提携グループ代表者からの提出書面様式は、別紙様式第1-17号を準用する。以下、これら事業の実績報告書等の提出時と同じ。)して提出する。

提出の期限は、5月10日(要領第3の2、1の(3)、2の(2)の及び3に係る事業は提出必須)6月10日、9月25日とする。

2 審査

前項の申請があったときは、大日本蚕糸会会頭が別途定める事業審査会において、提出された事業計画が実施要領等に適合するか否かを審査する。

3 事業計画の承認及び補助金の交付決定

大日本蚕糸会会頭は、2の審査結果を参酌の上、当該事業計画の目的・内容等が適正であると認められる場合は、別紙様式第2号により、事業実施主体に事業計画の承認及び補助金の交付決定を通知するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、大日本蚕糸会会頭の承認を得るものとする。

- (1) 事業種目の新設又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 第3の事業内容及び実施場所の変更

5 補助金交付の条件

大日本蚕糸会会頭は、補助金交付の決定をする場合には、事業実施主体に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、速やかに大日本蚕糸会会頭に報告してその指示を受けること。
 - ア 別表 に掲げる「経費の配分の変更」及び「事業内容の変更」に該当する場合（別紙様式第4号）
 - イ 予定期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合。
- (2) 事業の中止又は廃止の場合には、予め大日本蚕糸会会頭の承諾を受けること

第7 指導・推進体制

- 1 第3の の2の(2)の 先導的養蚕農家等経営安定化事業及び 地域養蚕関係事業に係る県推進協議会等は、両事業の実施に当たり組織的な指導・推進体制を整備すること。
- 2 大日本蚕糸会会頭は、事業実施主体に対し、農林水産省等の協力を得ながら調査指導を行うことができる。

第8 補助金の交付等

- 1 この事業に係る補助金の交付は、第3の の2、第3の の1及び2の事業のうちソフト事業にあっては前金払ができるものとし、その他の事業にあっては当該事業が完了し、その額が確定した後に行うものとする。

2 前金払

事業実施主体は、前金払の請求をしようとするときは、別紙様式第3 - 1号により前金払請求書を作成の上、大日本蚕糸会会頭に提出するものとする。

第9 補助金交付の対象経費

大日本蚕糸会会頭が事業実施主体に対し交付する補助金の補助対象経費は、別表 のとおりとする。

第10 補助金の交付額

大日本蚕糸会会頭が事業実施主体に対し交付する補助金の額は、それぞれの事業に要する経費であって、別表 の補助率に基づき算定した額の範囲内で大日本蚕糸会会頭が別に定める額とする。

第11 実績報告

事業実施主体は、この事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別紙様式第5号により実績報告書を大日本蚕糸会会頭に提出し、事業に係る精算額の請求を行うものとする。

なお、実績報告書の提出に併せて、機械・施設等のハード事業を実施した場合は、別紙様式第7号による事業完了確認調書を提出する。

第12 補助金の額の確定

大日本蚕糸会会頭は、実績報告書の提出があったときは書類を審査し、事業実施が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

第13 事業実施状況報告

機械・施設等のハード事業を実施した事業実施主体は、事業終了の翌年から3年間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告（別紙様式第8号）を、翌年度の6月末日までに大日本蚕糸会会頭あて報告するものとする。

この場合、上記第3の の2の(2)の 先導的養蚕農家経営安定化事業、 地域養蚕関係事業及び第3の の3のうち桑園・養蚕施設整備事業にあっては、原則として、事業実施主体が関係する提携グループ又は県推進協議会等を経由して提出するものとする。経由文書様式については、別紙様式第1 - 17号を準用する。

第14 帳簿等の保管整備

事業実施主体は、本事業の補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

その保管期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間とする。

第15 機械、施設等の処分

事業実施主体は、本事業により取得した機械施設等にあっては、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、処分等を行う場合は、大日本蚕糸会会頭の承認を受けるものとする。

ただし、耐用年数を経過した取得機械施設等については、この限りでない。

第16 補助金の交付決定の取消し

大日本蚕糸会会頭は、事業実施主体が実施要領等の規程又は交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、第 8 の補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 17 補助金の返還等

大日本蚕糸会会頭は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納付期限を定めてその返還を求めるものとする。

また、大日本蚕糸会会頭は、この実施要領に定めるもののほか、必要に応じ本事業の円滑な実施に必要な事項について、実施細則その他の規則を定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

別表 事業実施主体並びに補助金交付の条件及び対象経費（要領第2並びに第6の4及び第9関係）

補助対象経費	事業実施主体	経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>協議会運営</p> <p>1 中央推進協議会関係</p> <p>2 県協議会推進事業 協議会等開催 現地検討会開催 指導調査 中央検討会出席旅費 養蚕経営調査 活動その他経費</p> <p>蚕糸絹科学文化継承発展事業</p> <p>1 蚕糸絹科学文化支援事業 (1) 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業 技術開発等実証用機器導入経費 技術等調査・分析経費（会議、研修・資料作成・会場借料・調査旅費等経費） 試作費 活動その他経費</p> <p>(2) 蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業 企画運営会議費 会場借料費、講師謝金等 報告書作成費 活動その他経費</p> <p>(3) 蚕糸絹科学文化奨励事業 蚕糸絹科学技術普及事業 蚕糸絹文化普及事業</p> <p>2 蚕糸絹生産技術等支援事業 (1) 蚕種関係事業 蚕種生産安定化事業 ア 種繭購入費 イ 特殊蚕品種製造・販売経費</p> <p>(2) 養蚕関係事業 先導的養蚕農家等経営安定化事業 ア 育蚕、上族等施設 イ 栽桑、育蚕等関係機械 ウ 桑園の造成及び改植 エ 絹製品つくり関係機械・施設</p>	<p>県推進協議会等</p> <p>県推進協議会等又は蚕糸絹業関係者</p> <p>県推進協議会等又は蚕糸絹業関係者</p> <p>全国を活動対象とする非営利団体であり、かつ、活動に関する専門的知見を有している者</p> <p>蚕種製造業者</p> <p>原則として養蚕農家（場合により、県推進協議会等、農協等）</p>	<p>前金払があった経費について、30%を越える増減</p> <p>項目経費について、30%を越える増減</p> <p>項目経費について、30%を越える増減</p>	<p>会議開催回数の30%を超える減</p> <p>機材の変更及び導入施設ごとの経費の30%を越える減</p>

補助対象経費	事業実施主体	経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>オ その他 地域養蚕組織活動事業</p> <p>a 地域事業</p> <p>ア 稚蚕共同桑園及びその管理用機械・施設並びに稚蚕共同飼育機械・施設</p> <p>イ 地域桑園生産性向上施設</p> <p>ウ 地域養蚕組織活動経費</p> <p> 7 養蚕新技術研修費 (会議、会場借料、講師謝金、研修旅費等の経費)</p> <p> イ 絹業地等研修・調査費 (研修・調査旅費、講習等の経費)</p> <p> ウ 共同防除費(薬剤等の経費)</p> <p> エ 活動その他経費</p> <p>エ その他</p> <p>b 稚蚕飼育事業</p> <p> 稚蚕共同飼育経費</p> <p> 稚蚕飼育受託経費</p> <p> 提携事業実施分</p> <p> 養蚕産地技術指導事業</p> <p> ア 稚蚕期安定飼育技術指導費(旅費、謝金等)</p> <p> イ 壮蚕期高位繭生産技術指導費(旅費、謝金等)</p> <p> ウ 技術研修会等経費 (会議費、旅費、謝金等)</p> <p>(4) 製糸関係事業</p> <p> 玉繭利用促進事業</p> <p> 玉繭購入費</p> <p> 製糸業等新技術導入事業</p> <p> ア 製糸、蚕種製造・製織・糸加工・染色等に係る新技術等関連機械</p> <p> イ 蚕糸・絹業提携システム緊急対策関連機械・施設</p> <p> ウ その他</p> <p> 特殊生糸生産安定化事業</p> <p>(5) 提携グループ関係事業</p> <p> 純国産絹製品づくり機械・機材整備事業 (蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領第4の3の補助要件を満たす機械・</p>	<p>原則として、地方公共団体、農協又は農業者の組織する団体(場合により、県推進協議会等。)</p> <p>県推進協議会等、農協若しくは農業者の組織する団体又は稚蚕飼育を受託する農業者</p> <p>県推進協議会等、地方公共団体、試験研究機関、全国農業協同組合連合会(県本部を含む。)</p> <p>玉繭を購入して玉糸等に加工する者 生糸製造業者、蚕種製造業者、製織業者、撚糸業者等</p> <p>特殊な生糸等を製造する製糸業者、シルク工房等</p> <p>蚕糸絹業提携支援緊急対策事業を実施する提携グループ代表者</p>		

補助対象経費	事業実施主体	経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>機材の導入)</p> <p>3 繭生産緊急体制強化事業</p> <p>(1) 新規就農者等支援事業 研修生助成 研修受入農家助成 桑園、蚕室借入助成 桑園、養蚕施設整備</p> <p>(2) 新規事業者支援事業 研修生雇用助成 研修生受入農家助成 養蚕ヘルパー雇用助成 桑園、蚕室借入助成 桑園、養蚕施設整備</p> <p>(3) 繭増産支援事業 増掃奨励助成 繭増産奨励助成 養蚕ヘルパー雇用助成</p> <p>(4) 養蚕技術指導事業</p> <p>4 特認事業</p> <p>東日本大震災関連対策</p> <p>(1) 東日本大震災関連対策 被害を受けた養蚕等関連施設の復旧等に要する経費</p>	<p>現に提携グループに参加しているか、今後参加する者(提携グループを經由)</p> <p>現に提携グループに参加しているか、今後参加する者であり、生糸・真綿の原料として繭を生産する者(提携グループを經由)</p> <p>養蚕農家、農協、蚕糸関係団体(提携グループを經由)</p> <p>県、県活性化協議会、蚕糸関係団体</p> <p>東日本大震災により被災した者、又は蚕糸絹業提携支援緊急対策事業を実施する提携グループ代表者若しくは構成員</p>		

別表 事業種目による補助率

補助対象	補助率	事業対象事例
<p>ソフト事業</p> <p>1 実施要領第3の の(2) (県推進事業) (1) 県協議会運営経費 (2) 現地技術検討会、出席旅費 (3) 養蚕経営概況調査事業委託費</p> <p>2 実施要領第3の の1の(1) (蚕糸絹文化関連技術調査開発事業)</p> <p>3 実施要領第3の の1の(2) (蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業)</p> <p>4 実施要領第3の の1の(3) (蚕糸絹科学文化奨励事業) (1) 蚕糸絹科学技術普及事業 (2) 蚕糸絹文化普及事業</p> <p>5 実施要領第3の の2の(1) (蚕種生産安定化事業) ア蚕種製造者の種繭購入 イ特殊蚕品種生産</p> <p>6 実施要領第3の の2の(2)の 地域養蚕組織活動経費 a地域事業 ア 養蚕新技術研修費 イ 絹業地等研修調査費 ウ 共同防除費 エ 活動その他経費 b稚蚕飼育事業 稚蚕共同飼育 稚蚕飼育受託経費 提携事業実施分</p> <p>7 実施要領第3の の2の(2)の (養蚕産地技術指導事業) 稚蚕期安定飼育技術指導事業 壮蚕期高位繭生産技術指導事業 養蚕技術者養成研修事業</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額(原則として、ハード事業(2/3以内)を含めて補助額100万円以内)</p> <p>定額</p> <p>定額(1,000円/種繭1kg) 定額(3,000円/箱(2万粒換算))</p> <p>2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内</p> <p>定額 1~3 令7,000円/箱 1~2 令3,500円/箱を上限 1~3 令2,000円/箱</p> <p>定額</p>	<p>地域の養蚕維持のため に行う稚蚕共同飼育、 養蚕農家の稚蚕飼育受 託</p>

補助対象	補助率	事業対象事例
<p>8 実施要領第3の の2の(3)の (玉繭利用活性化事業) 玉繭(交付金の対象とならなかった玉繭)の購入費助成</p> <p>9 実施要領第3の の2の(3)の (特殊生糸生産安定化事業) 特殊な蚕品種の繭、特別な処理をした繭、厳しい選繭をした繭を利用して、低速や極細織度の生糸・糸系の製造経費を助成</p> <p>10 実施要領第3の の3の(1) (新規就農者等支援事業) 新たに養蚕に取り組むため、養蚕技術・経営に関する研修を受ける経費等を助成</p> <p>研修生助成</p> <p>研修生受入農家助成</p> <p>桑園、蚕室借入助成</p> <p>養蚕ヘルパー雇用助成事業</p> <p>11 実施要領第3の の3の(2) (新規事業者支援事業) 新たに繭生産を行う事業者が、繭生産に必要な養蚕技術の習得、繭生産関連施設の確保等に助成</p> <p>研修生雇用支援事業</p> <p>研修生受入農家助成</p>	<p>定額(1,000円/玉繭1kg)</p> <p>定額(1,800円/生糸1kg)</p> <p>定額</p> <p>研修生(1,500千円/年) 「青年就農給付金」の対象者は、300千円/年。</p> <p>研修生受入農家(120千円/1蚕期)</p> <p>定額</p> <p>8,000円以内/日 (4,000円以内/0.5日)</p> <p>定額</p> <p>研修生(1,500千円/年)</p> <p>研修生受入農家(120千円/1蚕期)</p>	<p>詳細は、(留意事項)を参照</p> <p>新たに養蚕に取り組もうとする者(研修生)・研修生受入農家 研修生が指導農家の家族の場合の助成は、研修生・受入農家とも1/2 既存農業者の技術研修助成は1/2 桑園・蚕室借入、稚蚕飼育料 養蚕作業繁忙期(5令期～収繭・出荷期の間)の1蚕期7日を上限)を対象 助成対象者数は、1蚕期当たり3箱未満1人、3～9箱未満2人、9箱以上は3人以内。 作業従事は、半日単位(4時間)</p> <p>提携グループ構成員、農業生産を目的とする法人、繭生産に意欲ある者 事業者が雇用した研修生(「農の雇用事業」による研修助成対象者は、本事業の対象とはなりません。)</p>

補助対象	補助率	事業対象事例
<p>桑園、蚕室借入助成</p> <p>養蚕ヘルパー雇用助成事業</p>	<p>定額</p> <p>8,000 円以内 / 日 (4,000 円以内 / 0.5 日)</p>	<p>桑園・蚕室借入、稚蚕飼育料</p> <p>養蚕作業繁忙期（5 令期～収繭・出荷期の間の 1 蚕期 7 日を上限）を対象</p> <p>助成対象者数は、1 蚕期当たり 3 箱未満 1 人、3～9 箱未満 2 人、9 箱以上は 3 人以内。</p> <p>作業従事は、半日単位（4 時間）</p>
<p>1 2 実施要領第 3 の の 3 の (3) (繭増産支援事業) 提携グループの繭生産計画に沿って増掃き、繭増産が図られたときに助成</p> <p>増掃奨励助成 繭増産助成 養蚕ヘルパー</p>	<p>定額</p> <p>10,000 円 / 箱 (20,000 粒) 400 円 / kg 8,000 円 / 日以内 (4,000 円 / 0.5 日以内)</p>	<p>養蚕農家</p> <p>養蚕作業繁忙期（5 令期～収繭・出荷期の間の 1 蚕期 7 日を上限）を対象</p> <p>助成対象者数は、1 蚕期当たり 3 箱未満 1 人、3～9 箱未満 2 人、9 箱以上は 3 人以内。</p> <p>作業従事は、半日単位（4 時間）</p>
<p>1 3 実施要領第 3 の の 3 の (4) (養蚕技術指導事業) 優良繭の生産と、養蚕経営の安定のために助成</p>	<p>定額</p> <p>9,400 円 / 日以内</p>	<p>蚕系 O B 等の技術指導者</p>
<p>1 4 実施要領第 3 の (東日本大震災関連対策) 東日本大震災関連対策事業 被害施設・機械の復旧整備等に必要な経費等</p>	<p>定額</p>	
<p>ハード事業</p> <p>1 実施要領第 3 の の 1 の (1) (蚕系絹文化関連技術調査開発事業) 蚕系絹文化関連技術の分析・再現等に特に必要な機器等</p> <p>技術開発等実証用機器導入費</p>	<p>2 / 3 以内</p>	<p>分析機器等</p>

補助対象	補助率	事業対象事例
<p>2 実施要領第3の の2の(2)の (先導的養蚕農家等経営安定化事業) 養蚕農家経営安定のための施設整備に助成</p> <p>ただし、 遊休桑園の改植及び未利用地を活用した桑園造成 のうち借地の場合 地域の養蚕維持のために稚蚕飼育の受託を行って いる養蚕農家 災害、伝染性の強い桑病対策</p> <p>なお、機械・施設の導入に当たっては、機械・施設の 単純更新(同種、同規模、同効能)及び汎用的な機械・ 施設であるトラクター、トラック、農機具格納庫等は 補助対象としない。</p>	<p>2 / 3 以内</p> <p>3 / 4 以内</p> <p>4 / 5 以内</p> <p>4 / 5 以内</p> <p>4 / 5 以内</p>	<p>桑園の造成・改植(桑 苗代を含む。) 桑園管理用機械、地力 増強施設等の桑園対 策、稚蚕・中蚕・壮蚕 自動飼育機械・施設、 上蔭関係機械・施設、 同一蚕期多品種同時飼 育施設、蚕病予防・防 除機械・施設、養蚕農 家等が自ら行う簡易な 製糸・製織等の機器等</p>
<p>3 実施要領第3の の2の(2)の (地域養蚕組織活動事業) 地域の養蚕維持に必要な共同利用の機械・施設、桑 園、桑園管理用機械等</p>	<p>2 / 3 以内</p>	<p>稚蚕共同飼育機械・施設 (補修を含む。)稚蚕共 同桑園の造成・改植及び その管理用機械、地力増 強施設(共同利用のも の)等</p>
<p>4 実施要領第3の の2の(3)の (製糸業等新技术導入事業) 以下の要件を満たす機械・機材・施設で、かつ、蚕糸 絹業提携システムの構築に関連するもの</p> <p>製糸、蚕種製造、製織、加工、染色等に係る新技术 であるもの</p> <p>自動繰糸機での通常の繰糸が困難な蚕品種(原種、 極細繭糸織度の品種等)の繭を用いた生糸、新形質 生糸、特殊蚕種、特殊絹織物等の生産</p> <p>多品種少量生産に対応した生糸、蚕種、絹織物等の 生産</p> <p>蚕糸絹業提携支援緊急対策事業に関連して緊急に 必要となるもの</p>	<p>2 / 3 以内</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>3 / 4 以内</p>	<p>生挽き用繭保管冷蔵・ 冷凍庫、塩蔵繭保管施 設、小型繭乾燥機、小 型煮繭機、小型繰糸 機、太織度低張力生糸 繰糸機、稚蚕飼育受託 用機械施設、多品種同 時蚕種製造施設、特殊 絹製織機、特殊撚糸 機、特殊精練施設、特 殊染色施設等</p>

補助対象	補助率	事業対象事例
5 実施要領第3の の2の(4) (蚕糸・絹業提携緊急対策支援事業) 純国産絹製品づくり機械・機材整備事業 要領第4の3の補助要件を満たす機械・機材	補助対象経費の1/4以内	蚕糸・絹業提携緊急対策事業の助成嵩上げ
6 実施要領第3の の3の(1) (新規就農者等支援事業) 繭生産を行うために必要な施設整備 桑園、養蚕施設整備	9 / 10	桑園の造成・改植(桑苗代を含む。) 桑園管理用機械、地力増強施設等の桑園対策、稚蚕・中蚕・壮蚕自動飼育機械・施設、上蔭関係機械・施設、蚕病予防・防除機械・施設等
7 実施要領第3の の3の(2) (新規事業者支援事業) 繭生産を行うために必要な施設整備 桑園、養蚕施設整備 うち、遊休桑園の改植及び未利用地を活用した桑園造成	2 / 3以内 3 / 4以内	同上
8 実施要領第3の (東日本大震災関連対策事業) 東日本大震災により被災した者	9 / 10	塩害による桑園の改植又は造成、被害を受けた蚕室や飼育施設の補修又は新設等

(留意事項)

特殊生糸生産安定化事業で対象とする蚕品種・繭の特徴及び生糸の区分は、

1 生糸1類(次の蚕品種・繭を原料とする生糸)

特殊蚕品種(小石丸、又昔、赤熟、青熟、鬼縮、分離白1号×支106号等)

在来種を現代化した品種(新小石丸、上州絹星、改良小石丸、青熟×支21号、種ガ島×支21号、鬼縮×C5、世界一×中515号、玉小石等)

三眠蚕品種(誘導三眠蚕を含む。)

繭糸繊度が極細(概ね1.6d程度以下)の蚕品種(はくぎん、極細1号等)

2 生糸2類(上記1以外の蚕品種で、かつ、普通蚕品種とは異なる特性を有する蚕品種)

繭糸繊度が太い(4.0d程度以上)の蚕品種(蚕太、さきがけ等)

繭糸繊度が細い(2.2d~1.6d程度)の蚕品種(あけぼの、かいりょう×あけぼの、白繭細1号、白繭細2号等)

有色品種(いろいろ、緑繭1号、新青白、ぐんま黄金、鐘光×黄玉、黄白等)

その他特別な特長を持つ蚕品種(プラチナボーイ、世紀二一、松岡姫、蚕技研11号、MK等)

3 生糸3類

普通蚕品種(春嶺×鐘月、錦秋×鐘和、ぐんま200、朝日×東海、芙蓉×つくばね等)の繭を用いた生糸であるが、高品質(格付5A以上で、かつ、節98点以上)の生糸の生産を目標に、煮繭後にも厳しい選繭をした繭を使用し、かつ、小枠回転数を通常の80%以下(最速でも概ね180rpm以下)で繰糸した生糸

4 生糸4類

生繭又は特殊な繭処理（塩蔵等）をした繭を原料として生産した生糸、座繰生糸、野蚕や他繊維とのハイブリッド生糸、スパンローシルク、ネットローシルク、スーパーハイブリッドシルク、太繊度低張力生糸（ふい絹）、フラットシルク、ストレッチシルク、ファインシルク、中空シルク、無撚シルク、加撚複合糸、ネオスパンシルク等特殊加工した生糸

極繊度：目的繊度 14d 以下で繰糸した生糸

細糸（国産繭を原料とした真綿を紡いだもの）とする。